

# 入札監視委員会の委員選考基準

平成21年2月12日  
制定

改正 平成24年4月1日 令和7年11月18日

## 1 選考の考え方

入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保することを設置目的としていることから、入札・契約制度等に関する学識経験を有し、人格、識見等に優れた者を委員として「入札監視委員会設置要領」に基づき選考する。

学識経験者の専門分野は、次のとおりとする。

- (1) 入札・契約に関連する法律、経済・経営学等に関し精通した学識経験者（大学等の研究者、経営コンサルタント、会社経営者など）
- (2) 公共工事に関連する土木・建築工学に精通した学識経験者（大学等の研究者、土木・建築設計士など）
- (3) 企業の財務会計指導に精通した学識経験者（公認会計士、経営診断士など）
- (4) 入札手続に係る民事法に精通した司法の学識経験者（弁護士）

## 2 具体的な選考の分野

- (1) 入札・契約に関連する法律、経済、経営学分野からの選考

入札・契約手続きの適切な執行を確保するためには、透明性・公平性の確保が必要であることから、入札制度等に関する法律、経済、経営学に関する専門的知識を有し入札制度全般に指導・助言が期待できる者の中から選考する。

- (2) 技術分野からの選考

公共工事等の適切な執行を確保するには、工事等の技術的内容の把握など、土木・建築工学に関する専門的知識が必要であることから、技術的な指導・助言が期待できる者の中から選考する。

- (3) 会計・経営分野からの選考

入札・契約手続きの適切な執行を確保するためには、企業の経営事項等に関する専門的知識が必要であることから、会計や経営の分野に精通し、入札・契約手続きに指導・助言が期待できる者の中から選考する。

- (4) 司法分野からの選考

公正な入札・契約手続きを確保するためには、独占禁止法等関係法令違反等への厳正な対応など、司法に関する専門的知識が必要であることから、民事関係法に精通し、入札・契約手続きに指導・助言が期待できる者の中から選考する。

附 則

この基準は、平成21年2月20日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月18日管理164号）

この基準は、令和7年12月1日から施行する。